

事 務 連 絡
平成26年5月23日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0523第2号
平成26年5月23日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

公知申請に係る事前評価が終了し、薬事法に基づく承認事項の
一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、公知申請を行っても
差し支えないとの結論が得られた別添の医薬品については、結論が得られた日から当該
品目について追加が予定された効能・効果及び用法・用量を保険適用としたところ
（平成25年10月18日付け保医発1018第1号及び平成25年10月28日付け保医発1028第7号
厚生労働省保険局医療課長通知「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の
取扱いについて」）。

本日、別添の医薬品について、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定
に基づき、追加が予定された効能・効果及び用法・用量の一部変更承認がなされたこと
から、平成25年10月18日付け保医発1018第1号及び平成25年10月28日付け保医発1028第
7号厚生労働省保険局医療課長通知は廃止するので、貴管下の保険医療機関、審査支払
機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、今後の使用に当たっては、新しい添付文書を御参照ください。

(別添)

1. 平成25年10月18日付け保医発1018第1号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」
一般名：バンコマイシン塩酸塩
販売名：塩酸バンコマイシン点滴静注用0.5g
会社名：塩野義製薬株式会社

2. 平成25年10月28日付け保医発1028第7号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」
一般名：パミドロン酸二ナトリウム水和物
販売名：アレディア点滴静注用15mg、アレディア点滴静注用30mg
会社名：ノバルティス ファーマ株式会社